

最高裁秘書第3588号

令和3年11月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

10月19日付け（同月21日受付，第030625号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所図書館長が，図書及びその他の図書館資料を購入その他の方法による受入方について，国立国会図書館法19条に基づいて勧告した際に作成し，又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。